

北海道フェンシング協会規約

(名称)

第1条 本会は、北海道フェンシング協会といい、社団法人日本フェンシング協会に対しては、北海道支部という。

(所在地)

第2条 本会の事務局は、常任理事会において指定したところに置く。

(目的)

第3条 本会は、道内におけるフェンシング競技（以下「この競技」という。）を統括する唯一の団体で、この競技のアマチュアスポーツとしての健全な発展と会員相互の親密な連携を図り、あわせて 道民の体位向上に資する事を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 組織の強化および普及発展に関する事。
- (2) 競技関係者の登録及び公認審判員の認定に関する事。
- (3) 競技用器具器材の研究および調査に関する事。
- (4) 機関誌の発行に関する事。
- (5) 競技会の開催に関する事。
- (6) 各種講習会の開催に関する事。
- (7) 北海道を代表する選手及び役員を選考、派遣に関する事。
- (8) 競技力の向上に関する事。
- (9) 競技登録者の健康に関する事。
- (10) 功労者および競技成績優秀者の表彰に関する事。
- (11) 諸規程の制定並びにその実施に関する事。
- (12) 競技用器材、備品等の保管および競技記録の保存に関する事。
- (13) 財務に関する事。
- (14) その他本会の目的達成に必要な事業を行う事。

(組織)

第5条 本会は、次に掲げるもので組織する。

- (1) 各市町村を統括する団体（以下「支部」という。）
- (2) 北海道を統括する団体（以下「学連」、「高体連専門部」という。）
- (3) フェンシング同好者で組織する団体。
- (4) フェンシングを愛好する個人。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

- (3) 理事長 1 名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 6 名
- (6) 理事 若干名
- (7) 監事 2 名

第7条 会長および副会長は、常任理事会の推薦により総会で推挙する。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理し、かつ、総会の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。

第8条 理事は、次の組織等から選出され、総会で推挙される。理事は、総会を組織し、本会の会務を執行する。

- (1) 支部推薦理事
- (2) 北海道高等学校体育連盟フェンシング専門部推薦理事
- (3) 北海道学生フェンシング連盟推薦理事
- (4) クラブ（同好会、愛好会を含む）推薦理事
- (5) 理事会推薦理事
- (6) 会長推薦理事

第9条 理事長、副理事長および常任理事は、総会において理事の互選で定める。

2 理事長は、総会の議決に基づき会務を掌理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。

4 常任理事は、常時会務を処理し分掌事項を司るものとする。

第10条 監事は、総会で選任する。

2 監事は、本会の事業および会計を監査する。

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第8条の規定に基づき選出された理事に欠員を生じたときは、必要に応じて同条に準じて欠員を補充することができる。

3 補充役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は、他の役員の残任期間とする。

4 役員は、任期満了しても後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(名誉会長、顧問および参与)

第12条 本会には、名誉会長、顧問および参与を置くことができる。

2 名誉会長は、常任理事会で推薦したものにつき、総会の議決をもって推挙する。

3 顧問および参与は、理事会の議決をもって推薦したものにつき、会長が委嘱する。

4 名誉会長は、会議に出席して意見を述べることができる。

5 顧問は、会長の諮問に応じ、参与は、常任理事会の諮問に応ずる。

(会議)

第13条 総会は、本規約に定める事項のほか、本会の業務に関する重要事項で会長の付議した事項を議決する。

第14条 総会は、定期総会のほか、必要に応じ会長が招集する。

2 理事三分の一以上から会議の目的事項を示した請求があったとき、会長は2週間以内に総会を開催しなければならない。

第15条 総会は、理事二分の一以上の出席がなければ開会する事ができない。

ただし、同一議事について再度の招集をしたときは、この限りでない。

2 理事が総会に出席出来ないときは、他の理事または議長に議決権を委任することができる。この場合委任した理事は出席したものとみなす。

第16条 総会の議事は、出席理事の過半数の議決をもって定め、可否同数のときは議長がこれを定める。

第17条 総会に付議する事項は、会議開催日の1ヶ月前に通知しなければならない。

ただし、会長が緊急の必要があると認めた事項は、この限りでない。

第18条 総会を招集する暇のない緊急を要する事項については、常任理事会の承認を得て議案に対する理事現在数の過半数の書面による同意をもって総会の賛成議決に変えることができる。

2 前項の場合、その結果を理事に通知し、かつ、次の総会で報告するものとする。

第19条 常任理事会は、必要に応じて理事長が招集してその議長となる。

2 常任理事会は、理事長から付議された事項について処理する。

3 常任理事の三分の二以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。

第20条 常任理事会の招集する暇のない緊急を要する事項については、会長の承認を得てこれを処理することができる。

2 前項の場合は、その旨を常任理事に通知し、かつ、次の常任理事会において報告するものとする。

第21条 常任理事会は、常任理事の三分の二以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。

2 常任理事会の議事は、出席常任理事の過半数の議決をもって定め可否同数のときは、議長がこれを定める。

3 常任理事が常任理事会に出席できないときは、他の常任理事または議長に議決権を委任することができる。この場合、委任した常任理事は出席したものとみなす。

第22条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第23条 会長、副会長、理事長、副理事長および事務局長は、すべての会議に出席し意見を述べることができる。

第24条 すべての会議には議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が署名捺印のうえ、これを保存する。

(専門委員会)

第25条 本会には、次の専門委員会を設け、常任理事が委員長及び副委員長となり、その任にあたる。

- (1) 総務委員会
- (2) 普及委員会
- (3) 強化委員会

2 本会は、必要に応じ常任理事会の承認を経て、各種専門委員会を設けることができる。

3 各種専門委員会の名称、所管事項、委員その他必要な事項は常任理事会が別に定める。

(会計)

第26条 本会の経費は、次に掲げるものから支弁する。

- (1) 会費および分担金
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) 利息収入
- (5) 事業収入
- (6) その他の収入

第27条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第28条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に理事会を編成し、総会の承認を受けなければならない。

(会員)

第29条 本会の会員は、所定の登録手続きを経なければ会員となることができない。

2 登録に関する必要な事項は、常任理事会が別に定める。

第30条 本会の会員は、アマチュア競技者でなければならない。

2 アマチュア資格について必要な事項は、理事会が別に定める。

(事務局)

第31条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務局その他必要な職員を置くことができる。

2 事務処理および職員に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(規約の変更)

第32条 この規約は、総会において、出席理事三分の二以上の同意を得なければ変更することができない。

附 則

- 1 この規約は、昭和23年4月1日より施行する。

昭和23年	4月	1日	制 定
昭和27年	4月	1日	一部改正
昭和28年	4月	1日	一部改正
昭和32年	1月	10日	一部改正
昭和37年	1月	20日	一部改正
昭和46年	10月	27日	一部改正
昭和60年	4月	1日	一部改正
平成 2年	4月	1日	一部改正
平成11年	4月	1日	一部改正